

第3回

津久見市職員採用試験実施要項

(令和8年4月1日採用)

1. 採用する職種及び人員

試験職種	試験区分	採用予定人員	職務の内容
事務職	上級・中級・初級・障がい者・社会人枠	若干名	一般行政事務に従事します。
土木技術職	上級・中級・初級・社会人枠	若干名	主に土木関係の専門業務に従事します。
保健師	上級・社会人枠	若干名	主に保健師業務に従事します。
消防職	初級・救急救命士	若干名	消防業務に従事します。

2. 受験資格

試験職種	試験区分	受験資格
事務職	上級	◎平成9年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（同等と認められる学校を含む）を卒業した人（令和8年3月卒業見込みを含む）。
	中級	◎平成9年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による短期大学または高等専門学校（同等と認められる学校を含む）を卒業した人（令和8年3月卒業見込みを含む）。
	初級	◎平成9年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校を卒業した人（令和8年3月卒業見込みを含む）。
	障がい者	◎平成9年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかの交付を受けている人。 ・身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳。 ・都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳。 ・精神保健福祉法第45条に定める精神障害者保険手帳。
	社会人枠	◎昭和61年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人で、民間企業等での職務経験が5年以上ある人。
土木技術職	上級	◎平成9年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（同等と認められる学校を含む）の土木系の学科を履修し卒業した人（令和8年3月卒業見込みを含む）。

	中 級	◎平成 9 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、学校教育法による短期大学または高等専門学校（同等と認められる学校を含む）の土木系の学科を履修し卒業した人（令和 8 年 3 月卒業見込みを含む）。
土木技術職	初 級	◎平成 9 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校の土木系の学科を履修し卒業した人（令和 8 年 3 月卒業見込みを含む）。
	社会人枠	◎昭和 61 年 4 月 2 日から平成 9 年 4 月 1 日までに生まれた人で、民間企業等において土木設計・積算・土木施工管理・測量等の実務経験が 5 年以上ある人。
保 健 師	上 級	◎平成 9 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、保健師免許を有する人（令和 8 年 3 月末までに国家試験取得見込みを含む）。
	社会人枠	◎昭和 61 年 4 月 2 日から平成 9 年 4 月 1 日までに生まれた人で、保健師免許を有する人、民間企業等での職務経験が 5 年以上ある人。
消 防 職	初級	<p>◎平成 12 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校を卒業した人（令和 8 年 3 月卒業見込みを含む）。次の要件をすべて満たす人。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 視力は矯正視力が片眼で 0.5 以上、両眼で 0.8 以上、聴力が正常で、四肢がいずれも正常な人。 2. 日本国籍を有する人。 3. 普通自動車第 1 種免許を有する人（令和 8 年 3 月末までに免許取得見込みを含む）。
	救急救命士	<p>◎平成 12 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校を卒業した人（令和 8 年 3 月卒業見込みを含む）。次の要件をすべて満たす人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 救急救命士の免許を有する人（令和 8 年 3 月末までに免許取得見込みを含む）。 2. 視力は矯正視力が片眼で 0.5 以上、両眼で 0.8 以上、聴力が正常で、四肢がいずれも正常な人。 3. 日本国籍を有する人。 4. 普通自動車第 1 種免許を有する人（令和 8 年 3 月末までに免許取得見込みを含む）。

※次のいずれかに該当する方は受験できません。

◎地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に該当する人

- ① 拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人の。
- ② 津久見市において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人。
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人。

3. 受付期間

令和 7 年 12 月 10 日（水）8 時 30 分から

令和 8 年 1 月 4 日（日）17 時 00 分まで

4. 試験日程及び内容等

【試験日程等】

第1次試験

日 時：令和8年1月7日（水曜日）から令和8年1月25日（日曜日）まで
場 所：全国のテストセンター

第2次試験

日 時：第1次試験合格通知の際、本人に通知します。
場 所：津久見市役所

【試験方法内容等】

試験	種別	試験の内容
第1次試験	基礎能力検査	津久見市職員として必要な一般知識及び知能を計る能力検査
	性格検査	職場への適応性を性格的な面からみる検査
第2次試験	個別面接	主として、人物についての個別面接試験及び性格審査
	体力テスト・身体精密検査	消防体力実施要領のテストにより消防職員として必要な体力を有するかどうかについての検査。※消防職のみです。

注) 性格検査は採点対象外とし、合否判定には使用しません。

5. 試験結果の発表

対象者	発表の時期	発表の方法
第1次試験の合格者	令和8年1月下旬予定。	津久見市役所の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、専用サイト（インターネットによる申込等をするサイトです。）のマイページにて発表します。
第2次試験の合格者	第2次試験時にお知らせします。	

6. 試験結果の開示

この採用試験の結果については、受験者本人に限り、口頭で開示請求することができます。受験者本人が、本人であることを証明できる書類（運転免許証、学生証、パスポート等）をお持ちいただき、午前8時30分から午後5時（土曜日・日曜日・祝日を除く）までの間に津久見市役所

2階総務課へ直接おいでください（電話での開示請求はできません）。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
採用試験不合格者	総合得点及び総合順位	各試験の合格発表の日から起算して1か月	市役所総務課

7. 採用及び給与

【採用予定日】

令和8年4月1日採用となります。

【採用】

合格者は、津久見市職員採用候補者名簿に登録され、市長が必要と認める場合にその中から採用を決定します。（合格しても採用されないことがあります）

【給与】

採用された場合には、次のような給与が支給されます。（令和7年4月1日現在）

○ 初任給

（上級）226,400円（中級）211,400円（初級）195,200円

※初任給は、学歴・職歴等により別途算定される場合があります。

○ 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が規定により該当者に支給されます。

○ 採用後は、津久見市内居住を原則とします。

8. 申込みの手続き

①試験の申込みはすべてインターネットでの受付となります。津久見市ホームページから申込専用サイトへ接続し、メールアドレス等を仮登録してください。
申込手順の詳細は、別紙「採用試験申込利用案内」をご確認ください。

②受験資格に記載している免許等の写しのデータの添付が必要となります。受験者情報登録の際は、必ず添付してください。

③受験申込の登録を審査・受理したときは、申込者に登録完了メールを送付します。

申し込み後数日過ぎても登録完了メールが届かない場合はその旨連絡し指示を受けてください。（試験後はいかなる異議も受け付けません。）

④試験のお申込みの際にデータの添付が必要なものは以下のとおりです。

●免許等を必要とする職種を受験する人は、免許証（資格証明書）の写し（取得見込みの人は不要）

●日本国籍を有しない人は、在留資格を証明する書類（在留カード、特別永住者証明書の写し等）

⑤「city.tsukumi.lg.jp」「bsmrt.biz」のドメインから送付される電子メールを受信できるように設定してください。

【テストセンター方式での受験方法】

② 受付期間終了後にテストセンターでの受験案内（受験に必要なID及びパスワードなど）が、お申し込み時に登録されたメールアドレスに届きますので、その後、受験日と会場を予約してください。

当日予約はできません。前日の14時までに予約すれば翌日に受験できます。

（案内メールが届かない場合は、津久見市役所総務課までお問い合わせください。）

③ 予約が完了したら、「予約完了メール」が送付されますので、予約内容をご確認ください。

④ 予約した日時・会場で総合適性検査を受験してください。

なお、試験当日、テストセンター会場にて本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、写真付学生証など）を提示していただきます。

【試験に関する問い合わせ先】

津久見市役所 総務課 職員人事・給与班（本館庁舎2階）

〒879-2435 津久見市宮本町20番15号

TEL 0972-82-4111（内線243・244）